

# 定 款

一般社団法人あにまるすまいる

## 定款

### 第1章 総 則

#### (名称)

第1条 当法人は、「一般社団法人あにまるすまいる」と称する。

#### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都品川区東五反田四丁目1番17号に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 当法人は、動物医療に対して最新の医療・科学技術の活用を行い、動物福祉の増進と愛護に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 動物医療に対する最新医療・科学技術活用に関する調査研究
- (2) 動物医療に対する最新医療・科学技術活用に関する普及・啓発
- (3) 動物医療に対する最新医療・科学技術活用に関する情報交流
- (4) 動物医療に対する最新医療・科学技術活用に関する研究助成
- (5) 動物医療に対する最新医療・科学技術活用に関する人材育成
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- (7) その他、前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### 第3章 社員及び会員

#### (法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した企業もしくは団体または個人。但し、企業および団体については事業の大宗を日本国内に置き本社所在地が日本国内の日本法人および団体とする。
- (2) 準会員 当法人の目的に賛同して入会した企業もしくは団体または個人であるが、正会員に該当しないもの。
- (3) 賛助会員 当法人の諸事業に協賛する個人または団体。
- (4) 学生会員 当法人の諸事業に協賛する高専、大学学部、大学院修士課程及び博士またはこれに準ずる学校の在学生個人。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、当法人所定の様式による申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別の定める基準により、理事会の承認においてその可否を決定し、これをそのものに通知する。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反し、理由なく3か月以内に必要な是正等がなされない場合。
- (2) 法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

## 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 予算の決定及び変更
- (5) 借入金限度額の決定及び変更
- (6) 事業計画の策定及び変更
- (7) 剰余(欠損)金の処理
- (8) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (9) 入会金の基準並びに会費及び入会金の金額
- (10) 定款の変更
- (11) 解散及び残余財産の処分
- (12) 合併、事業の全部の譲渡及び事業の全部の廃止
- (13) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定期社員総会及び臨時社員総会とし、定期社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。なお、社員総会は社員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を紙媒体あるいは電子媒体のいずれかをもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、正会員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催できる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当

該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 社員及び会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

- 3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第5章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の5分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作

成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 20 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 26 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第 27 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 28 条 当法人は、一般法人法の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、10 万円以上で当法人

があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第29条 当法人は、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会の決議を経て、代表事理がこれを委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は、代表事理の求めに応じ、社員総会、理事会、正副会長会議及び委員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役は、この法人に重要な業務について代表事理の諮問に応ずる。
- 5 名誉会長、顧問及び相談役の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 6 名誉会長、顧問及び相談役は無報酬とする。
- 7 名誉会長、顧問及び相談役の資格は別途定めるものとする。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、暫定予算として本予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。また、必要に応じ補正予算等を作成し、理事会の承認を得ることができる。
- 4 前項の暫定予算の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出

し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(剩余金の不分配)

第42条 当法人は、剩余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 補 則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事会が別に定める。